

第1回 (平成28年6月2日)

番匠川水系水防災意識社会再構築協議会

第3回 (平成29年5月30日)

番匠川圏域水防災意識社会再構築協議会

協議会における「番匠川圏域」とは、番匠川流域及び佐伯市内の県管理河川流域をいう。

○水防法第15条の9、10に基づき、「大規模氾濫減災協議会」を設置

(平成29年6月) 水防法の改正

第4回 (平成30年2月21日)

番匠川圏域水防災意識社会再構築協議会

第5回 (平成31年3月22日)

番匠川圏域大規模氾濫減災協議会

第7回 (令和3年2月18日)

番匠川圏域大規模氾濫減災協議会

○第2次番匠川圏域大規模減災協議会の施策(R3以降の施策を決定)

(令和7年11月17日) 番匠川圏域大規模氾濫減災協議会幹事会

○第3次番匠川圏域大規模減災協議会の施策(R8以降の施策を検討)

【今回】令和7年度 番匠川圏域大規模氾濫減災協議会(第2回)

○第3次番匠川圏域大規模減災協議会の施策(R8以降の施策を決定)